

国民健康保険税の納税通知書(本算定分)を発送します

今年度の国民健康保険税の納税通知書は7月5日(金)に発送を予定しています。これは前年中の所得金額、今年度の固定資産税額および国民健康保険税率などを基に計算し、年税額を決定したものです。普通徴収の人は、5月に発送しました仮算定分を差し引いた金額を、第3期から第10期に分けて納めていただきます。なお、本算定の結果、過納になった人には別途通知を送付します。

☎ 税務課 ☎ 32-1103

国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証の更新を忘れずに！

現在お手元にある認定証の有効期限は、令和元年7月31日(水)までとなっています。引き続き認定証が必要な人は、次のものをご持参のうえ、住民人権課で手続きを行ってください。

■持ち物 お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証、印鑑(朱肉を使うもの)
個人番号カードまたは個人番号通知カード

■申請期間 8月1日(木)~30日(金)

☎ 住民人権課 ☎ 32-1104

介護保険負担限度額認定証の更新を忘れずに！

介護保険施設利用時の食費および居住費(滞在費)は、介護保険の対象外で自己負担となっています。そこで、所得が低い人などの負担が重くならないような利用者負担段階が設けられ、令和元年6月までに申請された人で、該当すると認められた人には「負担限度額認定証」が交付されています。

この認定証の有効期限は令和元年7月31日(水)です。8月以降も施設を利用される場合は、健康福祉課まで申請してください。

*該当する人(以下のすべてを満たす人)

町民税世帯非課税者

配偶者が町民税非課税者

預貯金などの合計が、単身の場合1,000万円、夫婦の場合2,000万円以下

*利用者負担段階

・第1段階 生活保護を受けている人

食事・居住費の減額を受ければ生活保護を受ける必要のない人

・第2段階 合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計額が80万円以下の人

・第3段階 第1・2段階以外の人

介護保険負担割合証の更新のご案内について

介護保険負担割合証とは、本人が介護サービスや介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際の利用者負担額が1割、2割または3割のいずれかをお知らせするものです。

負担割合証の有効期間は令和元年7月31日(水)となっています。対象の人には7月下旬頃に自宅または介護施設に郵送します。

詳しくはお問い合わせください。

☎ 健康福祉課 ☎ 32-1105